

平成 24 年 4 月 23 日  
役 員 会 了 承

## 入学時期等の教育基本問題に関する検討会議の設置について

### 1. 趣 旨

「世界的視野をもった市民的エリート」の育成に向けて、秋季入学の構想を視野に入れつつ教育の基本問題について検討するため、役員会の下に、入学時期等の教育基本問題に関する検討会議（以下、「検討会議」という）を設置する。

### 2. 任 務

検討会議は、「入学時期の在り方に関する懇談会」報告（平成 24 年 3 月 29 日）及び総長文書「改めて、総合的な教育改革の推進に向けて一学部教育について一」（平成 24 年 4 月 10 日）を踏まえ、秋季入学の構想をめぐる諸課題をこれと関連し合う教育改革の基本問題とともに調査審議し、役員会において策定する関連の方針について提言を行う。

### 3. 委員等

- (1) 検討会議の委員及び座長は、本学の教職員の中から総長が指名する。
- (2) 座長は、必要と認める場合、検討会議の下に、専門的事項を調査審議する作業部会、また、それらを統括する企画調整部会を置くことができる。
- (3) その他検討会議の運営については座長が定める。

### 4. 提言についての取扱い

検討会議で作成する提言については、学内諸会議での議に付すなど、幅広く意見を聴く機会を設ける。役員会は、これらの手続きを踏まえて、必要な方針を策定する。